

建経業第73号の3
経政経第22号の3
令和3年6月11日

建設業者団体の長 様
建設関連業者団体の長 様

静岡県交通基盤部長
静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長
(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について(通知)

このことについて、令和3年6月1日付け事務連絡により国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応に関する通知がありました。

令和3年5月28日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の1都1道2府5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、の5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されたところですが、引き続き、適切な対応を行うようお願いすると共に、本内容については、貴会員への周知をお願いします。

担 当 交通基盤部建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059